

静岡県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、告示する。

令和3年1月12日

静岡県知事 川勝平太

事業所の名称	事業所の所在地	事業種類	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
あい薬局	伊東市川奈 1256-191	居宅療養管理指導	有限会社 あさや商店	伊東市川奈 1256-82	令和2年6月1日
エムハート薬局 オオサカヤ店	掛川市仁藤町 1-9	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	株式会社ミック	名古屋市中村区 名駅3-28-12 大名古屋ビルヂング30階	令和2年6月1日

=====

静岡県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、告示する。

令和3年1月12日

静岡県知事 川勝平太

事業所の名称	事業種類	事業者の名称	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
新生高千穂株式会社 指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	新生高千穂株式会社	事業所の所在地	三島市徳倉 1-5-1	三島市萩 29-1	令和2年7月20日
			主たる事務所の所在地	三島市徳倉 1-5-1	駿東郡清水町 伏見 409-1	令和2年7月20日
新生高千穂株式会社 指定訪問介護事業所	訪問介護、訪問型サービス、 通所型サービス	新生高千穂株式会社	事業所の所在地	三島市徳倉 1-5-1	三島市萩 29-1	令和2年7月20日

			主たる事務所の所在地	三島市徳倉 1-5-1	駿東郡清水町 伏見 409-1	令和2年7月20日
さくら薬局 島田稲荷店	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 島田稲荷店	きらら薬局 稲荷	令和2年7月1日
さくら薬局 西焼津店	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 西焼津店	きらら薬局 西焼津	令和2年7月1日
さくら薬局 焼津小柳津店	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 焼津小柳津店	きらら薬局 わかざき豊田	令和2年7月1日
さくら薬局 焼津西小川店	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 西小川店	きらら薬局 西小川	令和2年7月1日
アサヒサンクリーン在宅介護センター焼津	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	アサヒサンクリーン株式会社	所在地	焼津市焼津二丁目 4番 27号	焼津市小柳津 186	令和2年7月16日
さくら薬局 藤枝駅前店	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 藤枝駅前店	きらら駅前 3丁目薬局	令和2年7月1日
さくら薬局 藤枝大手店	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 藤枝大手店	きらら薬局 大手	令和2年7月1日
さくら薬局 藤枝高柳店	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 藤枝高柳店	きらら薬局 高洲	令和2年7月1日
さくら薬局 藤枝高洲店	居宅療養管理指導、介護予防	クラフト株式会社	名称	さくら薬局 高洲店	きらら薬局 アイリス高南	令和2年7月1日

	防居宅療養管理指導					
サポートハウス こころ	地域密着型通 所介護(介護 予防)	有限会社ワン ズ・ホーム	所在地	袋井市豊沢 1292番地の12	袋井市湊1340 番地の1	令和2年 2月3日
ラポールあい居 宅介護支援事業 所	居宅介護支援	ラポールあい 株式会社	事業所の 所在地	伊豆の国市四日 町378-2	伊豆の国市四 日町619-1	令和2年 9月1日
ラポールあい 訪問看護ステー ション	訪問看護、介 護予防訪問看 護、通所介 護、居宅介護 支援、訪問型 サービス、通 所型サービス	ラポールあい 株式会社	事業所の 所在地	伊豆の国市四日 町378-2	伊豆の国市四 日町619-1	令和2年 9月1日

=====

静岡県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、告示する。

令和3年1月12日

静岡県知事 川勝平太

事業所の名称	事業所の所在地	事業種類	事業者の名称	主たる事務所の 所在地	廃止年月日
ナメリ薬局	駿東郡長泉町納 米里512-12	居宅療養管理指 導、介護予防居 宅療養管理指導	株式会社ウイン グ	裾野市佐野924 -4	令和2年7 月31日